役員選任方法に関する細則 新旧対照表

現行 改正案 第1章 総則 第1章 総則 (目的) (目的) 第1条 この細則(以下「当細則」)は、一般社団法人日本ネッ 第1条 この細則は、一般社団法人日本ネットワークインフォ トワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」)定款 メーションセンター定款第22条第1項の規定に基づき、一般 第22条第1項の規定に基づき、JPNICの役員の選任方法に 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの役 関する役員候補者(以下「候補者」)の推薦、選任に関する手続 員の選任方法に関する必要な事項を定めることを目的とする。 等を定めることを目的とする。 第2章 候補者の推薦等 第2章 役員の選任 (理事会の推薦による候補者選定手続等) (理事の選任) 第2条 理事長は、役員の選任を行うべき総会の開催予定日以 第2条 理事は、理事会が推薦する者及び10以上の正会員の 前に開催される理事会において、理事会が推薦する候補者を 推薦を受けた者の中から選任する。ただし、一つの正会員の推 <u>決議しなければなら</u>ない。 薦できる候補者は1名とする。 2 理事会が候補者を推薦しようとするときは、あらかじめそ 2 前項による候補者の数が定款で定める定数の範囲内の場合 は、その候補者が理事となる。ただし、総会において出席正会 の者の承諾を得なければならない。 3 次条に定める正会員からの推薦による候補者がある場合 員の議決権総数の過半数の不信任があった候補者は、理事と は、第1項で決議した理事会推薦による候補者と合わせた役 なることができない。 員候補者名簿を役員選任の議案として決議し、総会へ付議す 3 第1項による候補者の数が定款で定める定数の上限を超え るものとする。 る場合は、理事の定数上限連記の総会における投票により、理 4 任期満了以外で監事の選任が必要とされる場合には現任の 事を選任する。ただし、理事に選任されるためには、出席正会 <u>監事(監事が2人以上ある場合においては、その過半数)の同</u> 員の議決権総数の過半数の得票数を得なければならない。この 意を要する。 投票においては累積投票は行わない。 4 前項の投票の結果、得票数の同じ候補者がいる場合には、 抽選により順位を定める。 5 第2項及び第3項の結果、定数の下限に満たない場合の選 任方法は総会で定める。 6 正会員の推薦を受けた候補者になるためには、所定の届出 用紙に候補者本人及び候補者を推薦する 10 以上の個人正会員 または団体正会員の代表者が署名捺印をし、現任の役員が任期 内に迎える最終の会計年度の3月1日から3月31日の間に理 事長に提出しなければならない。 (正会員の推薦による候補者推薦手続の告知) 第3条 理事長は、役員選任を行うべき総会の開催予定日から 3ヶ月前までに役員選任に関する日程、役員の選任予定数、 その他必要な事項を正会員に告知するものとする。但し欠員

等により緊急の要があると、理事長が判断した場合は、この

期間を短縮することができる。

改正案	現行
(正会員の推薦による候補者の届出)	
第4条 正会員の推薦を受けた候補者になるためには、所定の	
届出用紙に候補者本人及び候補者を推薦する 10 以上の個人	
正会員又は団体正会員の代表者が署名捺印をし、第3条によ	
り設定、告知された期限までに理事長に提出しなければなら	
ない。	
第5条 一つの正会員の推薦できる候補者は1名とする。但し	
理事と監事は別個として扱う。	
2 ある正会員の推薦を受けた候補者が役員の現任者である場	
合において追加で役員を選任するときは、当該正会員は役員	
の候補者を推薦することができない。但し前項但書の場合を	
<u>除く。</u>	
3 定款もしくは当細則に違反する場合、正会員が複数の候補	
者を推薦した場合又は推薦の事実が無かった場合は、かかる	
正会員からの推薦は無効とする。	
第3章 総会における役員の選任方法等	
(選任の方法)	
第6条 候補者の数が定款第21条で定める定数の範囲内の場	
合は、その候補者が役員となる。但し総会において信任投票	
<u>に付さなければならない。</u>	
2 前項の信任投票で出席正会員の議決権総数の過半数の不信	
<u>任があった候補者は、役員となることができない。</u>	
3 候補者の数が定款で定める定数の上限を超える場合は、総	
会における投票により、得票数の上位者より順次当選とする。	
但し役員に選任されるためには、出席正会員の議決権総数の	
<u>過半数の得票数を得なければならない。また、この投票にお</u>	
いて累積投票は行わない。	
4 前項の投票の結果、下位に同数得票があって順位の定まら	
ない場合には、抽選により当該得票者の当選順位を決定する。	
(投票の方法)	
第7条 総会における投票は、候補者(理事、監事それぞれに	
つき)が2名以上の場合は所定の用紙を用いて行う。	
但し候補者が1名の場合は挙手での投票によることもできる	
ものとする。	
2 投票は、それぞれの候補者ごとに行う。	
(無効投票)	
第8条 次の各号の投票は無効とする。	
(1) 所定の用紙を用いないもの	
(2) 賛否を確認し難いもの	
(3) 定款第 18 条 1 項に定める書面表決により投票を行う	
場合、総会の開会前日までに到達しなかったもの	

改正案	現行
(投開票)	
第9条 投開票作業は事務局が、議長の指示に従い行う。	
2 総会会場における開票は、立会人として、当日会場に出席	
の正会員、監事、顧問弁護士のうちより、原則として3名以	
上を選出し、立会人は開票作業及び開票結果が適切であるこ	
<u>とを確認する。</u>	
(役員の決定、就任)	
第10条 役員の選任に関する議案が総会において決議された	
ときは、議長は、直ちにその結果を議場に報告し、	
当日会場に出席した各選任者に対して役員就任の諾否を確認	
<u>するものとする。</u>	
2 理事長は選任された役員を法令に従い登記することを要す	
<u> 3.</u>	
<u>第 4 章 雑則</u>	
(改廃)	
第11条 当細則の改廃は、総会の決議をもって行う。	
(補則)	
第12条 当細則に定めるもののほか、当細則の実施に必要な	
事項は、理事長が別に定めるところによる。	
附則	附則
1 この細則は、当センターの設立許可のあった日から施行す	1 この細則は、当センターの設立許可のあった日から施行す
ತ .	ప 。
附則 2	附則 2
1 この細則は、1997年5月16日から施行する。	1 この細則は、1997年5月16日から施行する。
附則 3	附則 3
1 この細則は、一般社団法人としての設立の登記の日から施	1 この細則は、一般社団法人としての設立の登記の日から施行
行する。	する。
<u>附則 4</u>	
1 2015 年 6 月 19 日付の改正は、2015 年 6 月 19 日から施行	
<u>する。</u>	